

# ショートステイひがしまつやま寿苑 料金表

令和4年10月1日現在

## 1. 基本料金（地域単価 10.33円）

介護予防対象サービス					
要支援度	併設型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費（Ⅰ）	1日当たりの利用料金	1日当たりの自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	523単位	5,402円	541円	1,081円	1,621円
要支援2	649単位	6,704円	671円	1,341円	2,021円

介護保険対象サービス					
要介護度	併設型ユニット型 短期入所生活介護費（Ⅰ）	1日当たりの利用料金	1日当たりの自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	696単位	7,189円	719円	1,438円	2,157円
要介護2	764単位	7,892円	790円	1,579円	2,368円
要介護3	838単位	8,656円	866円	1,732円	2,597円
要介護4	908単位	9,379円	938円	1,876円	2,814円
要介護5	976単位	10,082円	1,009円	2,017円	3,025円

## 2. 加算料金 ※当施設の加算及び算定（ご利用または該当した場合、通常の料金に加算または算定されます。）

加算内容	単位数 (1日当たり)	1割負担 (1日あたり)	2割負担 (1日あたり)	3割負担 (1日あたり)	加算要件
夜勤職員 配置加算（Ⅱ）	18単位	19円	37円	56円	ユニット型短期入所生活介護費を算定しており、夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1以上上回っていること。
送迎加算 (片道)	184単位	190円	380円	570円	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて、送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と当施設との間の送迎を行う場合。
緊急短期入所 受入加算	90単位	93円	186円	279円	別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日を限度として加算する。（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日）  (別に厚生労働大臣が定める者の内容は次のとおり)  *利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者。  *現に利用定員の100分の95に相当する数の利用者に対応している指定短期入所生活介護事業所において、緊急に指定短期入所生活介護を受ける必要がある者。
サービス提供 体制強化加算 (Ⅱ)	18単位	19円	37円	56円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。

\*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：上記介護保険分総額の8.3%

\*介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）：介護保険対象サービス総額の2.7%

\*介護職員等ベースアップ等支援加算：介護保険対象サービス総額の1.6%

### 3. 実費料金（介護保険保険対象外）

	第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)	第4段階
食費	300円	600円	1,000円	1,300円	1,680円(朝食460円、昼食660円、夕食560円)
滞在費	820円	820円	1,310円	1,310円	2,200円

※食費及び滞在費については、介護保険負担限度額認定証をご確認ください。

減額の対象にならない方は第4段階になります。

### 4. その他実費料金

日用品費	<p>* 身の回り品について施設での提供をご本人様・ご家族様が希望する場合1日につき260円。</p> <p>【内訳】手洗い用石鹸、ペーパータオル、洗身タオル、シャンプー、リンス、ボディーソープ、茶碗、コップ</p> <p>嗜好品として（コーヒー、紅茶、ココア オレンジジュース等）</p>
電気使用量	1点につき1日当たり 70円
医療機関への受診 (病院送迎交通費相当実費負担)	実費負担（別紙参照）
トロミ剤	20円（お茶ゼリーのみの場合 10円）
オムツ、紙パンツ、パッド	<p>オムツやパット等に関しては基本的にご持参いただく形となりますが、別途必要となった場合は下記金額にてご提供させていただきます。</p> <p>・オムツ（1枚）150円    ・紙パンツ（1枚）150円    ・パッド（1枚）80円</p>

※施設が必要とする予防接種などの費用、その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者による自己負担が適当であると認められる費用は実費自己負担となります。